企画情報課

１　平成２６年度 食品安全関係予算案の概要

	（１１，４７６）
平成２６年度予算案	１０，５２１百万円
	（１２，５８８）
平成２５年度予算額	１１，３４９百万円
	（▲１，１１２）
差引増減額	▲８２７百万円
	（９１．２％）
対前年度比率	９２．７％

※　上段（　　）は他局、他省庁計上分を含んだ数字である。

※　平成 26 年度予算案の減額要因は、システム統合経費（約 12 億円（25 年度限りの経費））を減額したことが大きな要因である。

〇主要事項（※他局、他省庁計上分含む）

１　輸入食品の安全確保対策などの推進　　９，１７１百万円（９，９４１百万円）

・輸入食品の監視体制などの強化

１，６００百万円

輸入食品が増加する中で、検疫所のモニタリング検査について、食品群ごとの輸入量、違反率等に基づき必要な検体数を適切に処理できるよう、精度管理の向上、民間の検査機関の活用など検査体制の充実を図る。

また、輸入食品の問題事案の発生防止及びその早期解決を図るため、輸出国の食品安全対策の実施状況について、計画的に調査・評価を行うとともに、対日輸出食品の衛生管理の実態調査、二国間協議など輸入食品の安全対策を推進する。

２　食品安全分野における輸出促進対策の推進（一部新規）

２７百万円（　　８百万円）

食品の輸出促進に向けて、輸出先国が求める衛生管理基準に対応するとともに、国内の食品関係事業者の衛生水準の向上を図るため、食品関係事業者へのHACCP

（※）の導入を支援する指定普及機関の創設などHACCPの普及を図る。

（※）HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）：微生物による汚染、金属の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。

３　残留農薬などの安全確保対策の推進　　８６３百万円（　　９２４百万円）

（１）残留農薬などの基準設定手続の迅速化

７０７百万円

ポジティブリスト制度（※1）の導入の際に設定した農薬などの暫定基準について、迅速に見直しを行うとともに、食品添加物について、国際汎用添加物（※2）等の迅速な指定や安全性確保の取組を更に強化する。

※1 ポジティブリスト制度：食品中に残留する農薬などについて、残留基準を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止するもの。

※2 国際汎用添加物：国際的に安全性が確認され、欧米で広く使用が認められており、国が主体的に指定に向けた検討を進めるとされた45品目（平成25年12月時点で37品目は指定済み。）。

（２）健康食品の安全確保対策の推進　　２５百万円

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、食品成分について安全性試験や分析調査を行うとともに、被害発生時の迅速かつ適切な対応を図る。

（３）食品用容器包装などの安全確保対策の推進　　８０百万円

食品用容器包装などに用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施等により具体的なデータの蓄積を行い、欧米等で導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

また、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル（※）について、溶出試験の実施等により具体的データの蓄積を行い、リスク管理手法の検討を進める。

（※）ナノマテリアル：大きさが100ナノメートル以下の小さな物質（ナノとは１ミリの100万分の１）。

（４）食品汚染物質に係る安全確保対策の推進　　５１百万円

食品中の汚染物質対策について、重金属、かび毒などの汚染実態や摂取量の調査などを行い、基準の設定や見直しなどの安全性確保の取組を進める。

４　食中毒対策の推進　　４８百万円（　　６７百万円）

近年の大規模・広域化した食中毒事件の被害拡大防止のため、菌株収集等による原因究明調査を行うとともに、自治体等による疫学調査が迅速に行われるよう担当

官を現地に派遣するなど、食中毒対策を推進する。

５　食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

９百万円（　　９百万円）

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

６　食品の安全の確保に資する研究の推進

７０６百万円（　　８８２百万円）

食中毒の予防や食品中の化学物質への基準設定等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

７　カネミ油症患者に対する支援策の実施（一部再掲）

６３６百万円（　　６２６百万円）

カネミ油症患者に対する総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性を踏まえ、油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金（一人当たり 19 万円）を支給するとともに、研究・検診・相談事業を推進する。

８　食品中の放射性物質対策の推進（復興庁計上）

２２６百万円（　　３３３百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、基準値を継続的に検証するとともに、流通段階で買上調査を実施するなどの取組を行い、放射性物質による国民の食品に対する不安を解消する。

また、各自治体が食品中の放射性物質の検査を円滑に実施できるよう、検査機器の整備に対する補助を行うほか、食品中の放射性物質に関する調査研究を進める。

平成26年度　食品安全関係予算案総括表

事　　項	平成25年度 当初予算額 (A)	平成26年度 予　算　案 (B)	対前年度 増△減額 (B)－(A)	対前年度 比　率 (B)／(A)
	百万円	百万円	百万円	
1　輸入食品の安全確保対策などの強化	< 9,941 > 9,917	< 9,171 > 9,149	< △ 770 > △ 768	92.3% 92.3%
(1)輸入食品の監視体制などの強化	< 2,864 > 2,864	< 1,600 > 1,600	< △ 1,264 > △ 1,264	55.9% 55.9%
(2)その他の食品安全対策等	< 7,077 > 7,053	< 7,571 > 7,549	< 494 > 496	107.0% 107.0%
2　食品安全分野における輸出促進対策の推進	< 8 > 8	< 27 > 27	< 20 > 20	351.5% 351.5%
3　残留農薬などの安全確保対策の推進	< 924 > 924	< 863 > 863	< △ 61 > △ 61	93.4% 93.4%
(1)残留農薬などの基準設定手続きの迅速化	< 765 > 765	< 707 > 707	< △ 58 > △ 58	92.5% 92.5%
(2)健康食品の安全確保対策の推進	24	25	1	102.6%
(3)食品用容器包装等の安全確保対策の推進	85	80	△ 5	93.9%
(4)食品汚染物質の安全確保対策の推進	50	51	1	102.3%
4　食中毒対策の推進	< 67 > 66	< 48 > 47	< △ 19 > △ 19	71.5% 71.0%
5　食品安全に関する情報提供や意見交換の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.1% 100.5%
6　食品安全の確保に資する研究の推進	< 882 > 0	< 706 > 0	< △ 176 > 0	80.0% ―
7　カネミ油症患者に対する支援策の実施	< 626 > 426	< 636 > 427	< 10 > 1	101.6% 100.3%
合計(一般会計)	< 12,256 > [5,442] 11,349	< 11,250 > [6,015] 10,521	< △ 1,005 > [573] △ 827	91.8% 110.5% 92.7%

＜東日本大震災復興特別会計＞

8　食品中の放射性物質対策の推進	333	226	△ 107	68.0%

注　①. 計数は、それぞれ四捨五入しているので、端数において合計と一致しない場合がある。
　　②. 上段＜　＞は他局計上分を含む。
　　③. 1(2)の下段の数字は検疫所の人件費を含んでいる。(合計欄の[　　]が検疫所の人件費のみの額。)
　　④. 7の上段の数字には重複となる経費(6の研究費の一部)を含む。

２　カネミ油症対策

従前の経緯

○　昭和４３年に西日本を中心に発生した米ぬか油による食中毒事件。

○　原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府としては、昭和６０年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。

○　平成２０年度に、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。

○　健康実態調査の調査結果については、油症研究の加速的推進に資するための解析を行うため、平成２１年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成２２年３月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。

○　平成２４年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成２４年８月２９日に可決成立し、同年９月５日に公布・施行された。

○　「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」については、平成２４年１１月３０日に施行された。

○　「平成２５年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成２５年５月１５日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始した。

○　「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき設置された、国、カネミ倉庫、カネミ油症患者による三者協議が開催された。

今後の取組

○　引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づく施策を実施していく。

※これまでの主な進捗状況

①健康実態調査の実施

平成２５年度の調査協力者：１，４０６名

②油症患者の認定

平成２４年１２月３日に診断基準を改定。平成２５年１２月末までの認定患者数は２，２４６人（うち同居家族認定は２６４人）

③三者協議の開催

国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者協議が、平成２５年６月２１日及び平成２６年１月１５日に開催し、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

都道府県等に対する要請

○　当面毎年実施する健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であり、平成２６年度以降も協力をお願いする。なお、平成２６年度の実施にあたっては、患者からの要請を踏まえ、４月１日に調査票の送付をお願いする。なお、健康調査支援金の支給対象者が生活保護受給者の場合は、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」（平成２５年６月２８日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知）を参照すること。

○　各都道府県等における油症患者の認定手続きを、引き続き円滑な実施をお願いする。また、認定時には、国への状況報告も引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続き、お願いする。

○　カネミ油症検診は、油症治療研究班に関係自治体が参画して実施しているところであるが、引き続き、油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備をお願いする。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど工夫をお願いする。

○　平成２５年度の健康実態調査において、油症患者から油症患者受療券利用可能医療機関の拡大に関する要望を集計中であるが、その結果を踏まえ、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。

○　患者から、居住地の移転に関する連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係の都道府県等に提供するようお願いする。

○　法に基づく支援が円滑に実施できるよう、特にカネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望が患者から寄せられていることから、都道府県等において、相談体制を点検する等により適切な対応をお願いする。

３　森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

○　昭和３０年に西日本を中心に、人工栄養の乳幼児の間に発生した食中毒事件。

○　「三者会談確認書」（昭和４８年１２月２３日）に基づき、「(公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼)」（平成２５年２月２７日食安企発０２２７第１号食品安全部企画情報課長通知）等により、(公財）ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。

○　森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化を迎えるにあたり、今後、高齢者福祉の分野での取組が重要となってくることや更なる行政協力を推進していくため、平成２５年２月２７日付けで、「(公財）ひかり協会の行う事業に対する行政協力について」（平成２５年２月２７日食安企発０２２７第１号食品安全部企画情報課長通知)、「(公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）（平成２５年２月２７日食安企発０２２７第２号食品安全部企画情報課長、障障発０２２７第２号障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）を改正し、また、「(公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について（依頼)」（平成２５年２月２７日食安企発０２２７第３号食品安全部企画情報課長、老高発０２２７第１号老健局高齢者支援課長、老振発０２２７第１号同局振興課長、老老発０２２７第２号同局老人保健長連名通知）を新たに策定した。

○　毎年、「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を要請した。

○　平成２５年４月、(公財)ひかり協会が厚生労働省の推薦を受けて発行する「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」と題するパンフレットを改定して都道府県等に配布した。

今後の取組

○　引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとしている。

都道府県等に対する要請

○　(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる４点をお願いする。

①　窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に開催すること。

②　（公財）ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議（地域救済対策委員会等）に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。

③　厚生労働省の関係通知や「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等による厚生労働省から都道府県等への行政協力の依頼内容については、市町村等に対する周知を徹底すること。

④　市町村に対し、（公財）ひかり協会が作成している現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。

４　食品の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

従前の経緯

○　厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第 13 条、食品衛生法第 64 条、第 65 条）。
※　リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。

○　具体的には、ＢＳＥ対策の見直し、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
※　パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。

○　そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

今後の取組

○　今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。

○　あわせて、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成１８年１１月食品安全委員会）も踏まえ、リスクコミュニケーションが一層効果的なものとなるよう、リスクコミュニケーションの手法の改善に努めることとしている。

都道府県等に対する要請

○　厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げる。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いする。
　厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力することとしている。

５　地方分権改革について

従前の経緯

○　地方分権改革に関しては、平成 21 年の「出先機関改革に係る工程表（平成 21 年３月 24 日地方分権改革推進本部決定）」及び平成 22 年の「地域主権戦略大綱（平成 22 年６月 22 日閣議決定）」を踏まえ検討が進められてきた。

○　これに関しては、昨年、12 月 20 日に地方分権改革推進本部において「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が決定（同日閣議決定）され、現在、国の機関が行っている約 40 の事務権限について、都道府県知事に移譲することとされている。また、今年の通常国会に地方分権一括法として提出することとしている。

（参考）

・地方分権改革推進本部（21.3.24）「出先機関改革に係る工程表」を決定。

・「地域主権戦略大綱」（22.6.22）を閣議決定。これを受け、各省において移譲項目を整理。

・地方分権改革推進本部（25.9.13）「当面の方針」を決定。

・地方分権改革推進本部（25.12.20）「見直し方針」を決定。同日閣議決定。

・「見直し方針」に沿って、地方分権一括法案を 通常国会に提出予定。

今後の取組

○　「見直し方針」の中で、国が行っている養成施設、講習会の登録について、都道府県への移譲が行われる予定であるが、食品安全行政の分野では、食品衛生監視員や食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者、製菓衛生師の養成施設や講習会の登録権限を国から都道府県に移譲することとされており、この一括法に盛り込むこととしている。

○　また、総合衛生管理製造過程（ＨＡＣＣＰ）の承認や食鳥処理場の検査機関の指定については、移譲に当たって慎重な対応を求める意見をいただいたことを踏まえ、引き続き、調整をさせていただくことを考えている。

○　今回の一括法の施行は、平成 27 年４月を予定している。移譲に当たっては説明会を開催するなど、円滑に業務等の移管ができるよう対応を行っていく。

（参考）「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（25.12.20.閣議決定）（抄）

１．今回、国から都道府県に移譲することとされたもの

○　養成施設、講習会の登録等

・　食品衛生監視員の養成施設の登録（食品衛生法施行令第 9 条第 1 項第 1 号等）

・　食品衛生管理者の養成施設・講習会の登録（食品衛生法第 48 条第 6 項第 3 号及び第 4 号等）

・　食鳥処理衛生管理者の養成施設・講習会の登録（食鳥処理法第 12 条第 5 項第 3 号及び第 4 号等）

・　製菓衛生師の養成施設の指定（製菓衛生師法第 5 条第 1 号等）

⇒　今年、通常国会に提出する地方分権一括法（27 年 4 月施行を予定）に盛り込む予定。

※　医療関係資格（保健師、助産師、看護師等）、衛生関係資格（理容師、美容師、調理師等）、福祉関係資格（保育士、社会福祉士、介護福祉士等）の養成施設に係る指定権限も同様に移譲。

２．国から都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について、検討を進めるとされたもの

○　総合衛生管理製造過程（ＨＡＣＣＰ）の承認（食品衛生法第 13 条等）

○　食鳥処理場の検査機関の指定（食鳥処理法第 21 条等）

⇒　引き続き、必要な調整を行う。

都道府県等に対する要請

○　食品衛生監視員や食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者、製菓衛生師の養成施設や講習会の登録権限が移譲されることについてご理解いただくとともに、当方で開催する説明会への参加など施行に向けた対応にご協力いただきたい。

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25.12.20.閣議決定)
～食品安全行政関係の記載～

医薬食品局食品安全部

見直し方針に示された事項(食品安全行政関係)

1. 今回、国から都道府県に移譲することとされたもの

○ 養成施設、講習会の登録等

- 食品衛生監視員の養成施設の登録(食品衛生法施行令第9条第1項第1号等)
- 食品衛生管理者の養成施設・講習会の登録(食品衛生法第48条第6項第3号及び第4号等)
- 食鳥処理衛生管理者の養成施設・講習会の登録(食鳥処理法第12条第5項第3号及び第4号等)
- 製菓衛生師の養成施設の指定(製菓衛生師法第5条第1号等)

⇒ 今年、通常国会に提出する地方分権一括法(27年4月施行を予定)に盛り込む予定。

※ 医療関係資格(保健師、助産師、看護師等)、衛生関係資格(理容師、美容師、調理師等)、福祉関係資格(保育士、社会福祉士、介護福祉士等)の養成施設に係る指定権限も同様に移譲。

2. 国から都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について、検討を進めるとされたもの

○ HACCP(総合衛生管理製造過程)の承認(食品衛生法第13条等)

○ 食鳥処理場の検査機関の指定(食鳥処理法第21条等)

⇒ 引き続き、必要な調整を行う。

(参考)これまでの経緯・今後の予定

■ 地方分権推進本部(21.3.24)「出先機関改革に係る工程表」を決定。

■ 「地域主権戦略大綱」(22.6.22)を閣議決定。これを受け、各省において移譲項目を整理。

■ 地方分権改革推進本部(25.9.13)「当面の方針」を決定。

■ 地方分権改革推進本部(25.12.20) 「見直し方針」を決定。その後閣議決定。

■ 「見直し方針」に沿って、地方分権一括法案を 通常国会に提出予定。

国際食品室

１　コーデックス委員会への対応

○　コーデックス委員会は、昭和３８年に国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）及び世界保健機関（WHO）によって合同で設立された国際機関であり、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保するため、国際貿易上重要な食品の安全及び品質の基準などを策定している。コーデックス委員会には、平成２６年１月現在、１８５カ国及び１機関（ＥＵ）が加盟しており、総会、執行委員会、一般問題部会（１０部会）、個別食品部会（１２部会）と地域調整部会（６部会）が置かれている。

○　コーデックス委員会によって策定される食品規格は、我が国における食品のリスク管理にも大きな影響を及ぼすため、厚生労働省としても、関係府省等の関係機関と連携しつつ、積極的に参画している。

○　日本は、食品の安全について横断的に議論する一般問題部会（残留農薬部会、食品汚染物質部会等）に継続的に参画し、日本の実態が反映されるように取り組んできた。特に、平成１２年から平成１９年まで「バイオテクノロジー応用食品特別部会」の議長国を務めて、遺伝子組換え植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン等の作成に貢献した。

○　平成２２年５月、平成２３年７月及び平成２４年５月には、「食品中の微生物規格設定及び適用のための原則」を改訂する物理的作業部会の座長国をフィンランドと共同で務めた。また、「食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」を作成する作業部会の座長をカナダと共同で務めることとなり、平成２６年５月には東京で物理的作業部会を開催する予定となっているなど、コーデックス委員会における規格等の策定作業に積極的に貢献している。

○　また、平成１９年７月から平成２３年６月まで、コーデックス委員会の運営方針等を議論する執行委員会のアジア地域代表を務めた。平成２３年７月からは、アジア地域に特有の問題についての議論をコーディネートするアジア地域調整国に選出され、平成２４年１１月には東京で第１８回アジア地域調整部会が開催された。平成２６年１１月には同様に東京で第１９回アジア地域調整部会の開催が予定されている。

○　厚生労働省は、国内においては、農林水産省と共同で「コーデックス連絡協議会」を定期的に開催し、コーデックス委員会の活動や我が国の取り組みについて、国内の消費者をはじめとする関係者に対して情報提供し、意見を聴取している。開催状況及び会議資料等については、ホームページを参照されたい。

○　今後も、食品の安全に関連するコーデックス文書に我が国の意見が十分に反映されるよう、コーデックス委員会に積極的に参画する。

○　厚生労働省のホームページを通じたコーデックス委員会の活動の情報提供を、より一層充実させる。なお、ホームページには主なコーデックス規格等の日本語訳を掲載している。直近の状況については、ホームページを参照されたい。

○　我が国における食品の安全に関する意見をコーデックス委員会において策定される食品規格に十分に反映させるに際し、都道府県等における食品の安全に関するデータや食中毒情報等が必要となる場合もあるため、その際には、都道府県等の御協力をお願いする。

コーデックス委員会組織図

注：（　）内は議長国
*は現在休会中の部会
†2011 年 7 月より日本はアジア地域調整国

検疫所業務管理室

１　検疫所における輸入食品の監視体制

従前の経緯

○　我が国の供給熱量ベースでの総合食料自給率は、３９％にとどまっており（農林水産省「平成２４年度食料需給表」）、輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。

○　具体的には、食品等の輸入の届出は、平成２４年度には、１０年前と比較して約１．３倍に相当する約２１８万件に達している。このうち、輸入食品等に係るモニタリング検査、検査命令等の輸入時検査を実施したものは、２２３，３８０件（重複を除く。）となっている。また、食品衛生法違反に該当するものと確認されたものは、１，０５３件（重複を除く。）となっている。

（注）食品衛生法違反に該当するものと確認されたものの内訳は以下のとおり

第１１条違反（食品又は添加物の基準及び規格）　６６７件

第６条違反（販売を禁止される食品及び添加物）　３１１件

第１０条違反（添加物等の販売等の制限）　７２件

第１８条違反（器具又は容器包装の基準及び規格）　５７件

第６２条違反（おもちゃ等についての準用規定）　７件

第９条違反（病肉等の販売等の制限）　８件

○　このような中で、全国３２か所の検疫所においては、３９９人の食品衛生監視員を配置し、輸入食品等に係る輸入時検査を実施している。

今後の取組

○　平成２６年度予算案では、輸入業者の指導を通じて違反食品を未然に防ぐため食品衛生監視員（３９９名）を配置するとともに、次の取り組みを実施するための予算を計上している。

（１）輸入食品検査機関協議会（仮称）の設置

現在、輸入食品・検疫検査センター及び食品衛生法第３３条第１項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関が相互に連携協調して、輸入時における輸入食品の検査体制を充実、平準化し、もって輸入食品の安全性確保を図ることを目的とした協議会の立ち上げを検討しているところであり、輸入食品検査機関協議会（仮称）での主な協議事項は、次のとおりとしている。

①試験法の共同開発及び改良

②試験法の平準化

③国際標準化した精度管理手法の共有　等

なお、輸入食品・検疫検査センターとしては、これまでの試験検査業務で蓄積した技術や知識を最大限活用し、輸入食品の試験検査分野における中心的な機関を目指すものである。

（２）検査の精度管理の国際標準化（ISO認証の取得）

輸入時検査の精度管理については、諸外国との経済連携が進む中で、輸入食品の検査の信頼性を確保し、現在の検査水準を維持しつつ、検査の精度管理を国際標準化することが必要である。

このため、検疫所における検査の精度管理について、国際的に認知されているISO（国際標準化機構）認定を取得することとしている。

年次・年度別の届出・検査・違反状況

区分 / 年（注5）	届出件数	対前年比	輸入重量	検査総数（注１）	割　合（注２）	検査内訳 行政検査	割　合（注２）	登録検査機関検査（注３，４）	割　合（注２）	外国公的検査機関検査	割　合（注２）	違反件数	割　合（注２）
	件	%	千トン	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
昭和40年 (1965)	94,986		12,765			5,574	5.9					679	0.7
50 (1975)	246,507		20,775			21,461	8.7					1,634	0.7
56 (1981)	346,711	110.4	23,057	39,026	11.3	20,887	6.0	20,528	5.9			964	0.3
57 (1982)	319,617	92.2	21,484	34,447	10.8	17,012	5.3	20,215	6.3			569	0.2
58 (1983)	334,829	104.8	21,924	32,835	9.8	16,100	4.8	19,623	5.9	413	0.1	469	0.1
59 (1984)	364,227	108.8	22,465	36,062	9.9	16,762	4.6	22,263	6.1	853	0.2	444	0.1
60 (1985)	384,728	105.6	22,665	39,817	10.3	14,892	3.9	26,054	6.8	1,904	0.5	308	0.1
61 (1986)	477,016	124.0	22,284	57,553	12.1	20,451	4.3	37,434	7.8	4,127	0.9	558	0.1
62 (1987)	550,568	115.4	22,055	72,115	13.1	26,774	4.9	44,944	8.2	6,332	1.2	572	0.1
63 (1988)	655,806	119.1	21,924	99,659	15.2	24,306	3.7	58,663	8.9	23,905	3.6	1,000	0.2
平成元年 (1989)	682,182	104.0	21,866	123,294	18.1	23,613	3.5	70,033	10.3	38,974	5.7	956	0.1
2 (1990)	678,965	99.5	21,731	119,345	17.6	25,091	3.7	59,063	8.7	47,674	7.0	993	0.1
3 (1991)	720,950	106.2	23,704	120,701	16.7	30,102	4.2	67,063	9.3	38,411	5.3	968	0.1
4 (1992)	779,460	108.1	25,035	124,572	16.0	45,632	5.9	72,789	9.3	21,377	2.7	1,051	0.1
5 (1993)	848,319	108.8	25,462	124,578	14.7	43,960	5.2	72,396	8.5	19,242	2.3	798	0.1
6 (1994)	963,359	113.6	30,594	132,659	13.8	48,446	5.0	74,619	7.7	21,252	2.2	1,126	0.1
7 (1995)	1,052,030	109.2	28,268	141,128	13.4	60,787	5.8	74,634	7.1	19,760	1.9	948	0.1
8 (1996)	1,117,044	106.2	26,068	119,630	10.7	60,142	5.4	62,385 (17,777)	5.6	6,385	0.6	781	0.1
9 (1997)	1,182,816	105.9	28,906	98,774	8.4	41,922	3.5	55,675 (33,440)	4.7	6,395	0.5	775	0.1
10 (1998)	1,276,994	108.0	29,150	104,918	8.2	48,439	3.8	55,911 (34,677)	4.4	6,553	0.5	881	0.1
11 (1999)	1,404,110	110.0	28,928	108,515	7.7	49,289	3.5	62,276 (37,013)	4.4	4,111	0.3	948	0.1
12 (2000)	1,550,925	110.5	30,034	112,281	7.2	52,244	3.4	63,789 (37,484)	4.1	3,796	0.2	1,037	0.1
13 (2001)	1,607,011	103.6	32,508	109,733	6.8	45,353	2.8	66,620 (40,138)	4.1	4,861	0.3	992	0.1
14 (2002)	1,618,880	100.7	33,202	136,087	8.4	63,689	3.9	78,327 (47,333)	4.8	6,379	0.4	972	0.1
15 (2003)	1,683,176	104.0	34,162	170,872	10.2	70,233	4.2	107,257 (64,967)	6.4	5,957	0.4	1,430	0.1
16 (2004)	1,791,224	106.4	34,270	188,904	10.5	65,119	3.6	127,294 (81,839)	7.1	6,181	0.3	1,143	0.1
17 (2005)	1,864,412	104.1	33,782	189,362	10.2	66,147	3.5	125,083 (73,589)	6.7	7,919	0.4	935	0.1
18 (2006)	1,859,281	99.7	34,096	198,936	10.7	61,811	3.3	139,991 (87,779)	7.5	6,953	0.4	1,530	0.1
19 (2007)	1,797,086	96.7	32,261	198,542	11.0	58,299	3.2	144,846 (94,598)	8.1	5,818	0.3	1,150	0.1
20 (2008)	1,759,123	97.9	31,551	193,917	11.0	58,706	3.3	140,878 (95,490)	8.0	6,208	0.4	1,150	0.1
21 (2009)	1,821,269	103.5	30,605	231,638	12.7	56,518	3.1	184,726 (110,308)	10.1	5,925	0.3	1,559	0.1
22 (2010)	2,001,020	109.9	31,802	247,047	12.3	57,359	2.9	195,954 (118,721)	9.8	6,200	0.3	1,376	0.1
23 (2011)	2,096,127	104.8	33,407	231,776	11.1	58,941	2.8	180,023 (99,117)	8.6	5,546	0.3	1,257	0.1
24 (2012)	2,181,495	104.1	32,156	223,380	10.2	62,432	2.9	168,475 (82,448)	7.7	4,273	0.2	1,053	0.0

注1　行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値　　注2　届出件数に対する割合(小数点以下第2位を四捨五入)
注3　（ ）内の数値については、登録検査機関検査のうちの検査命令の件数　　注4　地方衛生研究所検査分を含む
注5　昭和40年～平成18年までは年次、平成19年以降は年度

厚生労働省検疫所輸入食品監視窓口一覧

平成25年度
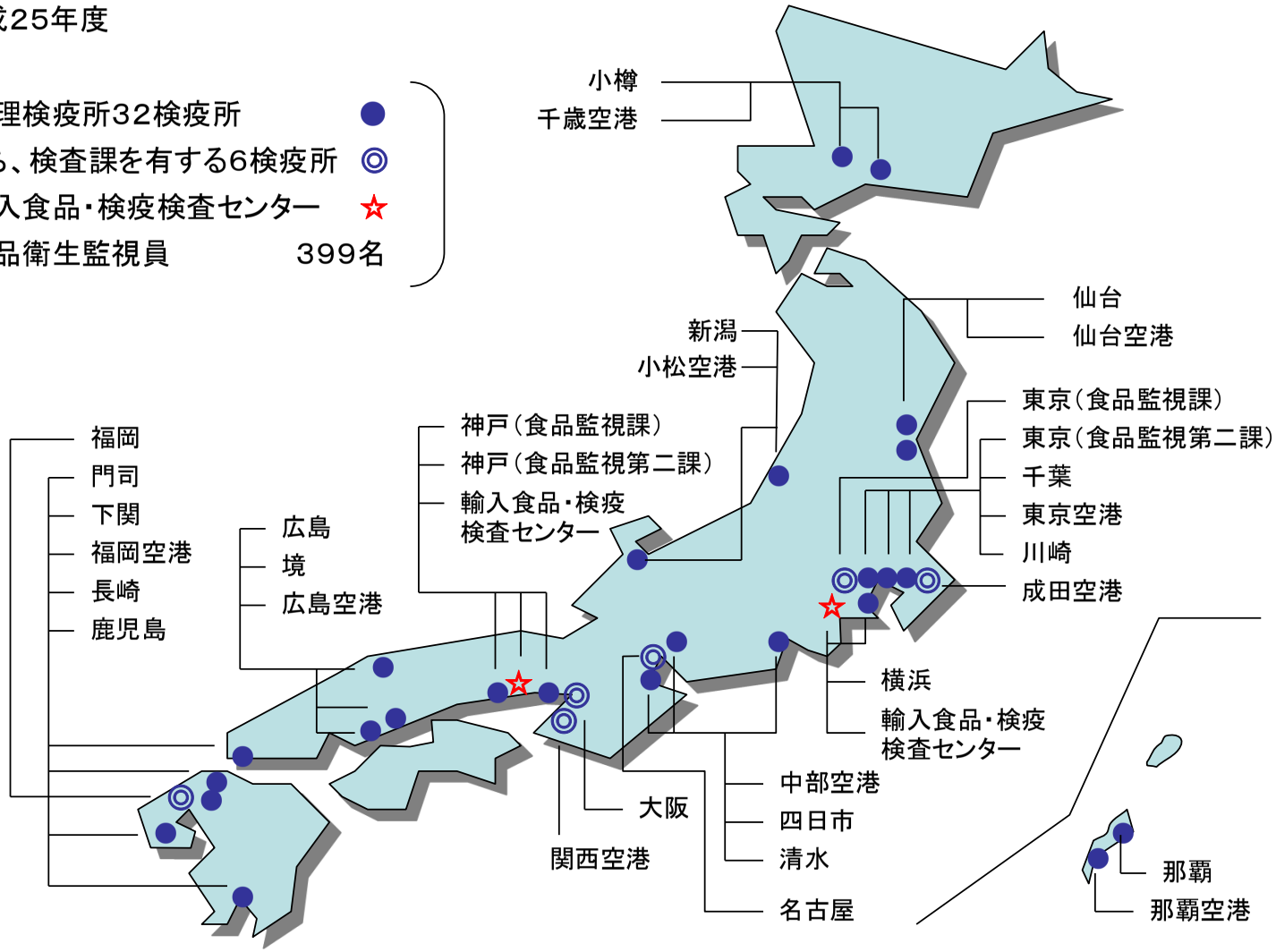
受理検疫所32検疫所 ●
うち、検査課を有する6検疫所 ◎
輸入食品・検疫検査センター ☆
食品衛生監視員 399名